第135号 令和7年10月24日発行



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 公益法人 i nformation

をご覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/





目 次

- P.2 公益信託ワークショップの第2回/第3回を開催しました!
- P.4 新しい公益対話フォーラム ~寄附を通じた民間公益活動の活性化~ (仮題)の開催について
- P.5 新規認定法人のご紹介
- P.6 公益認定申請・法人運営相談等について

公益 会だより

公益信託ワークショップの第2回/第3回を開催しました!

- 9月19日(金)及び10月6日(月)に、第2回/第3回の**公益信託制度改正に伴う** 事業検討ワークショップを開催しました。
- 第2回では<u>各参加団体から公益信託の事業案検討内容</u>が発表され、その場での質疑 応答等を踏まえ、第3回では<u>具体的な事業計画案を元にした議論</u>がなされました。 各回の資料は公益法人informationで公表しており、近く報告書も公表予定です。

■ワークショップ参加団体/当日の様子

<参加団体(計6団体、50音順)と公益信託活用案>

一般社団法人全国フードバンク推進協議会	公益財団法人長野県みらい基金
遊休倉庫を活用したフードバンク	古文書公益信託による
拠点整備事業	歴史文化の保存と記録
一般財団法人ちくご川コミュニティ財団	認定NPO法人キッズドア
不登校の子どもに対するフリースクール	困窮世帯の子どもを対象とした
費用助成	居場所/学習スペース提供
公益財団法人泉北のまちと暮らしを 考える財団 南大阪子ども・若者まなびの森/ 南大阪エコビレッジ・トラスト	認定NPO法人全国こども 食堂支援センター・むすびえ 子ども食堂を通じた地域包括支援

<ワークショップの様子>



内閣府公益信託 イメージキャラクター 「こうえきしんたくん」 ワークショップ 計3回お疲れ様でした! 各団体公益信託を活用した 事業検討に対して、非常に 意欲的に取り組まれており 事業具体化が楽しみです!





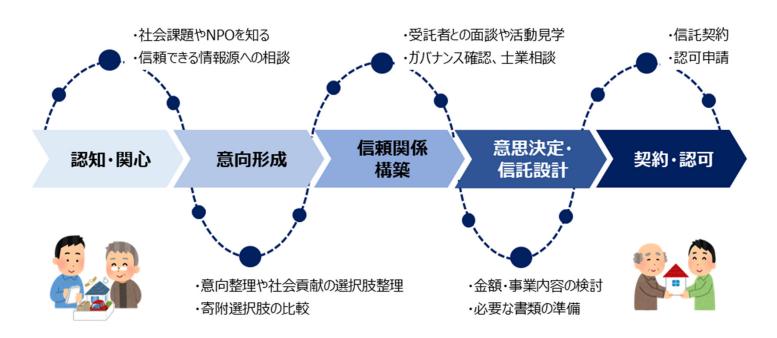
←★詳細は公益法人information に掲載しております。

■ワークショップで出た公益信託の活用案/今後に向けた課題

- 各参加団体から公益信託の活用案として、【信託管理人としてロータロークラブやライオンズクラブに所属する弁護士等を選任する案】や【信託財産として不動産・土地(山林や田畑)・文化財といった多様な財産を含める案】など、様々な公益信託の形についての具体的な提案がなされました。
- 今後の課題として、公益信託認可基準や各種申請の手続きだけでなく、公益信託に対して寄附をする者の視点から「どのように公益信託を知ってもらい、公益信託への寄附まで至るのか」という寄附検討→信託契約までの流れ(【図】)をフォローする必要性の高さが明らかになりました。

<【図】 寄附検討→信託契約までの流れ>

公益信託のドナージャーニー



<【図】に対応する今後の公益信託に関する主な取り組みの方向性>

意向形成	信頼構築	意思決定·信託設計	契約·認可
 地方金融機関との関係性構築 士業向けに制度認知の向上 遺贈寄附等との棲み分けの整理 休眠事業と連携 ⇒内閣府/民間の双方で取り組む	 委託者/受託者/信託管理人のマッチング 中間支援団体やコミュニティ財団による設立のサポート ⇒民間中心の一方、内閣府もサポート 	 ・ 不動産の利活用 ・ ガイドライン/モデル事例創発と先行事例の紹介 ⇒ (内閣府)ガイドラインの策定とHP等での情報発信(民間)モデル事例創発 	 NPO法など、他法令で規定される資料の再利用 オンライン申請の促進による紙廃止 FAQの検討 ⇒内閣府において、引き続き申請システムを検討

新しい公益対話フォーラム 〜寄附を通じた民間公益活動の活性化〜 (仮題)の開催について

内閣府は、民間公益活動の更なる活性化のため、さまざまな立場で活躍する方々をお招きし、下記のとおり「対話フォーラム」を開催する予定です。

- ·日 時 令和7年12月10日(水)13:00~15:30
- ・場 所 国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャー棟大ホール (東京都渋谷区代々木神園町3番1号)
- ・参加形式 会場参加のほか Youtubeライブ配信も予定しています。

当日は、公益活動に関する有識者の皆様による寄附文化の 醸成をテーマにしたパネルディスカッションや講演等を予定し ております。

講演者・パネリストや参加者の募集等の詳細に関しては、本 だよりや公益information等を通じて、今後お知らせしてま いります。





昨年度の「対話フォーラム」の模様

新規認定法人のご紹介

新たに認定を受けた公益認定法人の活動内容についてご紹介します。

公益財団法人日本ウェルビーイング財団(今和7年7月29日認定)

【事業目的(定款内容)】

人のウェルビーイングの向上に直接関わる教育・スキル開発・就業機会創出、さらに、 その前提となる様々な社会的不公正の是正などの活動に従事することで、社会にお ける重要な課題解決を通じて公益の増進をけん引し、地域課題解決支援、災害復興支 援、途上国支援、スポーツ交流支援、人権問題解決支援、ダイバーシティー アンド イン クルージョン支援、環境問題解決支援、及びその他の公益の増進を図る事業の振興に 資することを目的とする。

【主な事業(令和7年10月現在)】

- O Wellbeing助成事業
 - Wellbeingである未来を創るために、既存システムの構造変革(システミック・チェンジ)を 志向する事業に対し、助成する。
 - 助成先の成果創出を支援するために伴走者をマッチングし、プロボノによる運営支援を行う。
 - ※ 詳細諸条件は公式サイトにてご確認ください

びとも社会も地球も すべての生きとし生けるものが Wellbeingである未来を創る

【公式サイト】 https://japan-wellbeing-foundation.com/

公益財団法人日本知財人材育成財団(令和7年8月22日認定)

【事業目的(定款内容)】

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な理工系大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

【主な事業(令和7年9月現在)】

○正林真之記念奨学金学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な理工系大学生に向けた 奨学金

--本奨学金の特色 --

- ・この奨学金は給付型のため返還義務はありません。
- ・奨学生の進路等についてこの法人は関与いたしません。
- ・他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。
- ※ 詳細諸条件は公式サイトにてご確認ください

【公式サイト】 https://chizai.org/



公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、 変更認定申請等)についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公 益 認 定 申 請・法 人 運 営 に 関 す る 内 閣 府 相 談 窓 口

■窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information トップページ → 「窓口相談」 電話 03(5403)9669

■電話相談

公益認定の申請や公益法人の 運営に関し、専門相談員による 電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669 時間 平日10時~16時45分



■電子申請システムに 関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、 エラーの解決方法などの相談に 対応しています。

電話 03 (5403) 9587 03 (5403) 9527

平日 9時~12時

13時~17時30分

(12時~13時は対応していません。)

■公益認定申請及び公益法人の運営等に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による無料の相談会を開催いたします。 令和7年11月開催の相談会は下記のとおりです。※相談時間:50分《要事前申込》

- 11月10日(月)第8回相談会 対面方式(大阪)大阪科学技術センター(大阪市西区靱本町1-8-4)
- ・11月19日(水)第9回相談会 オンライン方式

今後のスケジュール、開催地等の詳細は、公益informationホーム→「委員会等からの情報を知る」→「各種イベント等のお知らせ・スケジュール」→「セミナー、相談会、フォーラム」

■ 国・都 道 府 県 公 式 公 益 法 人 行 政 総 合 情 報 サイト 「公益法人information」https://www.koeki-info.go.jp/>について



各ページ右上の「電子申請窓口」からログインできます。

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。





是非、YouTubeご覧ください。







各種SNS・メールマガジンで、公益法人に 関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合せ先内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555

本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。